

理 由 書

(東三河都市計画道路 3・4・302 号山田三弥線)

1. 変更の概要

愛知県決定により 1・4・3 号浜松湖西豊橋道路を追加することに伴い、交差する 3・4・302 号山田三弥線の構造（地表式の区間における自動車専用道路との立体交差箇所数）を変更する。

◆都市計画道路の変更概要◆

路線名 (道路名)	変更内容
3・4・302 号山田三弥線	○構造事項修正 記載なし→自動車専用道路と立体交差1箇所

2. 都市計画変更の理由とその内容

(1) 都市計画変更の理由

広域道路ネットワークの強化、速達性・定時性の向上による物流支援、地域間交流の促進、災害時の信頼性向上による円滑な救援等活動及び支援物資輸送の確保を図るため、愛知県決定により 1・4・3 号浜松湖西豊橋道路を追加します。

それに伴い、交差する 3・4・302 号山田三弥線の構造（地表式の区間における自動車専用道路との立体交差箇所数）を変更します。

(2) 上位計画との整合

東三河都市計画区域マスタープラン（平成 31 年 3 月改定）において、力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向け、広域幹線道路（広域道路）網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進することとしており、浜松湖西豊橋道路（浜松三ケ日・豊橋道路）は、整備を推進していく主要な施設として位置付けられています。

豊橋市都市計画マスタープラン（令和 8 年 3 月改定）においては、浜松湖西豊橋道路について、産業を活性化するために重要な広域道路として位置付けており、早期実現に向けた取り組みを推進するとしております。

(3) 都市計画変更の内容

浜松湖西豊橋道路の追加に伴い、自動車専用道路と幹線街路との立体交差が新たに生じるため、幹線街路の構造を変更（立体交差の箇所数を 1 箇所追加）します。

路線名	自動車専用道路と立体交差の箇所数	
	新	旧
3・4・302 号 山田三弥線	1 箇所	—